

第 4 2 号議案参考資料

議 案 名

桶川市個人情報保護条例及び桶川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 桶川市個人情報保護条例の一部改正 (改正条例第 1 条関係)

訂正決定等に基づく特定個人情報の情報提供等記録の訂正を実施した場合において、通知の必要があると認めるときの通知先を「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改めるとともに、引用部分の整理を行う。(第 2 7 条の 2 関係)

(2) 桶川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正 (改正条例第 2 条関係)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用部分の整理を行う。

(第 1 条及び第 5 条関係)

3 施行期日

公布の日